

県水協たより



第36号
令和元年8月1日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



会長の挨拶

公益社団法人山形県水質保全協会 会長 遠藤 信幸

会員の皆様、県及び市町村等関係機関の皆様には、日頃より当協会の事業につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、令和元年度春の叙勲におきまして、当協会の理事でもあります斎藤実氏が旭日単光章を受章されました。誠にお目出度いことであり、また我々業界にとりましても誇りであり喜びでもあります。長年の御努力に敬意を表するとともに、心よりお祝い申し上げます。

さて、浄化槽を取り巻く本県の状況をみますと、下水道の普及や休止浄化槽の増加等により設置基数が年々減少の一途を辿る中、法定検査業務については行政と連携した未受検者対策や検査業務の効率化等により、お陰を持ちまして概ね順調に推移しております。

また、将来に渡り安定した検査業務を実施するため、県と検査手数料の見直しについて検討を重ねてきたところですが、3月、知事より念願の承認をいただくことができました。関係者の皆様には引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、近年、大雨や地震等による災害が全国各地で発生しておりますが、本県でも、6月18日深夜、山形県沖を震源とする地震がありました。震度は、県内で過去最大となる6弱を観測しましたが、犠牲者が出なかったことはせめてもの救いでありました。

当協会では、平成26年6月、県と災害時の支援協力について協定を締結しているところですが、私達は災害廃棄物の処理や浄化槽の早期復旧を通じて、健康で安心して暮らせる生活を取り戻す大変重要な役割を担っております。いつ要請があっても、これまで培った経験や技術を生かし、その期待に応えていく所存ですので、会員の皆様には引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般廃棄物処理事業において最も重要なことは、適正処理を確実に履行し、地域住民の健康と公衆衛生の向上を図ることです。現在、会員を取り巻く状況は、人口減少や高齢化等により、一般廃棄物収集量が減少し、又、自治体の財政難等の理由により一般廃棄物処理事業の合理化が進むなど、年々厳しさを増しておりますが、会員一同、市町村や住民と長年に渡り築き上げてきた信頼関係を一層強固なものとし、安全、安心で快適な生活環境の確保に向け、その責務をしっかりと果たしていく所存ですので、県、市町村等関係機関の皆様の一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、喜ばしい記念すべき令和元年度が皆様方にとりまして、輝かしい発展の年となりますよう御祈念申し上げ挨拶いたします。



浄化槽の整備促進に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 高橋 佳志

貴協会の皆様には、本県の水環境保全の推進に格別なる御理解と御協力を賜り、指定検査機関として浄化槽の法定検査の実施に加えて、新しく浄化槽を設置された方への講習会の実施や未受検者への受検勧奨など、浄化槽の適正な維持管理の向上に御尽力をいただき、改めて厚くお礼申し上げます。

また、平成30年8月に最上地域を中心に発生した大雨災害の際には、浄化槽の緊急点検を実施していただき感謝申し上げます。

さて、山形県の母なる川“最上川”の清流を守るため、県では種々の取組みを行っております。一つ目は、県内の公共用水域の河川、湖沼及び海域の水質を把握するため、水質測定計画を定めて県内104地点において常時監視を行っています。その速報値は県環境科学研究センターのホームページで紹介しておりますし、一年間の結果は翌年に公表しています。

二つ目は、水質汚濁の発生源対策として工場・事業場排水対策、生活排水対策を進めています。水質汚濁防止法の特定事業場に対しては、毎年200事業場に立入検査を実施して、排水の適正管理を指導しています。

生活排水対策は、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を計画的に整備するため、「山形県生活排水処理施設整備基本構想」を策定し、平成37年度末には生活排水処理施設の整備を概ね完了すること（普及率96%）を目標として事業を進めています。そのうち、合併浄化槽の普及については、「浄化槽整備促進事業」を創設し住民負担を軽減する補助事業を実施しています。貴協会の会員の皆様にも単独浄化槽の設置者に対し合併浄化槽への転換について補助事業を活用して実施されるよう啓発をお願いします。また、浄化槽の適正管理につきましても、保守点検登録業者への指導や貴協会実施の浄化槽法定検査の不適正浄化槽の改善を、市町村を通して実施しています。

三つ目は、県民の水環境を大切にする心を育み水環境への関心を高める事業を実施しています。水生生物調査では、毎年約60団体延べ約2,000人に参加いただき、身近な河川に触れ、水環境について考える機会を作っています。

また、地域の人々に育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、県内外に広く紹介する事業を平成27年度から実施しており、平成30年度までに44か所の湧水を里の名水として選定しています。湧水を保全している団体の活動を後押しして、水環境を保全する取組みを他の地域や水域にも広げていくことや、里の名水をPRすることにより、多くの県民から県内に多数存在する清らかな水に触れていただきたいと考えています。「里の名水・やまがた百選」事業は、県内のきれいな環境に目を向けた（耳を傾けた）事業として、平成4年度に実施した「山形の音風景」以来の事業です。（山形県ホームページに掲載されておりますので、山寺の蝉の声などを是非お聴きください。）

週末に県内の名所旧跡を観光しながら、里の名水をめぐって涼むのは楽しいものと思います。



前述のとおり、浄化槽が水環境の保全に果たす役割は大変大きなものです。合併浄化槽への転換を促すこと、浄化槽管理の強化が必要であることから、令和元年6月に浄化槽法が改正されました。

浄化槽台帳の整備、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保など、貴協会に関わる事が追加されています。

県としましても、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関の皆様と一層の連携を図りながら、県内の水環境保全を進めてまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

各総合支庁の取組み



山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 会 田 健

県内総人口の約半数を擁し、秀麗な自然や脈々と伝承されてきた豊かな歴史遺産、食文化など、全国に誇り得る数々の名勝・資源に恵まれた村山地域。

この地域に居住する私たちは、これら貴重な資源を色褪せることなく後世に引き継がなくてはなりません。

特に類まれな自然環境に関しては、環境行政に携わる者として、水質浄化も含め、取り得る細心の注意を持って、その保全に取り組むことが肝要です。

さて、管内の生活排水処理としては、県都山形市等の都市化の進展を背景に、県内平均と比し、下水道の普及率が高いのが特徴ですが、農山間部の水質保全に即効性のある合併処理浄化槽の整備促進に引き続き取り組みます。

水質浄化・保全の推進に当たり、貴協会、関係機関の皆様方の御理解・御協力をお願い申し上げます。



山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 岡 村 和 恵

最上地域は、美しい山々と豊かな森林にかこまれた自然豊かな地域です。日本有数の巨木が林立し、清流に鮎や鮭が泳ぎ回る、この豊かな自然を後の世代に残すために、生活排水処理施設の普及促進は、今後とも重要な政策課題のひとつと考えております。

特に、最上地域では中山間地域に集落が散在していることから、下水道や農業集落排水処理施設の面的な整備に加え、個別排水処理施設として浄化槽の整備促進の加速化が求められています。

このようなことから、浄化槽の普及率は他地域に比べ高くなっておりますが、良好な水環境を保全するには浄化槽の適正維持管理と法定検査の受検が今後とも重要なものとなっています。

最上地域は、法定検査受検率が高いものの、管理者から理解が得られず、結果的に未受検の浄化槽があるなど、無管理浄化槽や整備不良などの不適正浄化槽も見受けられます。今後とも、未受検や不適正な浄化槽を減らしていけるよう管内市町村と連携して取り組んで参りますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、昨年8月の豪雨災害では、浄化槽に土砂等が流入し、使用できなくなるなど被害が生じた地域がありましたが、貴協会の御協力により地域の生活環境保全と被災した浄化槽の迅速な復旧ができましたことを、この場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 笹 渕 健 市

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。平成29年度末で生活排水処理施設普及率は83.0%と県内平均の91.8%を下回っていますが、処理施設別の普及率では、浄化槽の普及率は17.8%と県平均の8.2%を大きく上回っています。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のために重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要であります。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及と、適切な維持管理の啓発について取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 前 田 学

近年、全国的に災害が多発しており、さる6月18日に発生した山形県沖地震では、鶴岡市で震度6弱を観測しました。生活排水処理施設への被害は、生活環境を著しく悪化させるため、被災後の設備点検等、今後とも皆様の御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、庄内地域の生活排水処理施設普及率は平成29年度末で95.9%となっております。他の地域と比較すると、浄化槽の普及率は処理人口比で3.7%と高くはありませんが、集落排水施設等の普及率は15.5%と県内で最も高いという特徴があり、集落排水や店舗排水等の処理に大型の浄化槽が活躍しております。

水環境の保全に大きな役割を担っているこれら浄化槽が、その能力を十分に発揮するためには、保守点検や清掃等の維持管理を適切に行い、その確認として法定検査を受検していただくことが重要です。

庄内総合支庁では、水環境の保全のため、関係機関及び浄化槽管理者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、浄化槽の適切な維持管理の推進を図ってまいります。

令和元年度 第9回社員定時総会

6月14日（金）山形市のホテルキャッスルにおいて第9回社員定時総会を開催しました。

総会は、青山副会長の開会挨拶に始まり、遠藤会長の挨拶の後、ご来賓の山形県環境エネルギー部長 太田宏明様、山形県議会議員 伊藤重成様、よりご祝辞をいただき、その後、天童環境(株) 片桐健悦会員を議長に選任し、議事に入りました。

- 第1号 平成30年度事業報告について
- 第2号 平成30年度決算承認の件
- 第3号 任期満了による役員の選任について
- 第4号 令和元年度事業計画及び収支予算について

審議の結果、4議案とも満場一致で原案どおり承認され、第9回社員定時総会を終了いたしました。

また、総会終了後、会員相互の情報交換と親睦を図るため、懇親会を開催しました。



山形県環境エネルギー部長の挨拶



新役員の紹介

令和元年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	遠 藤 信 幸	(有)厚生社	理 事	丹 治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ
副会長理事	片 桐 健 悦	天童環境(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
常務理事	澤 根 敏 弘	(公社)山形県水質保全協会	監 事	天 野 富 雄	天野富雄税理士事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	監 事	菅 野 宣 誉	(有)菅野清掃
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境			

表 彰

受賞者 後 藤 一 博 氏 (前副会長)

第9回社員定時総会の席上、長年当協会の発展に御尽力いただきました 後藤一博 氏 (前副会長) へ遠藤会長より感謝状を贈呈いたしました。

後藤氏は、32年に亘って協会の役員を努められ、浄化槽法定検査事業及び水環境保全等の推進にご尽力されました。



平成30年度 事業報告

1 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施数

検査計画36,300基に対し、7条検査488基、11条検査35,936基 合計36,424基を実施。

② 山形県と浄化槽関係団体の協議の上、浄化槽管理士からの法定検査受検勧奨に対する協力を得て、受検率の向上を目指した。

また、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、行政・業界と共に未受検者に対し周知啓発を行った。

(未受検者対応)

検査拒否対応	1,955件対応	292件受検	(14.9%)
未申込対応	1,487件対応	22件申込	(1.5%)
米沢市無届浄化槽調査	110件対応	53件申込	(48.1%)
合計	3,552件対応	367件受検	(10.3%)

③ 浄化槽法定検査普及啓発活動

山形新聞に、山形県からのお願い及び10月1日浄化槽の日としての公告を掲載し、浄化槽を通した公共用水域の水質保全についての啓発を行い、浄化槽の維持管理の必要性和法定検査受検への理解に努めた。

④ 浄化槽法定検査に係る検討会

法定検査手数料の見直し等について県と協議を行った。

8月29日	第1回検討会
12月26日	第2回検討会
3月25日	第3回検討会

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、当協会職員及び一般廃棄物処理業者等の資質の向上を図るとともに、一般廃棄物の法的位置付けや委託契約・委託料等について知識を深めるため研修会を開催した。

11月22日 浄化槽・水処理技術管理研修会
村山市 甌葉プラザ 101名参加

② 浄化槽管理士の育成と管理技術の向上のため、「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設し、7社23名に対し実務研修を行った。

11月2日、2月5日	(有)厚生社	計4名
11月13日	環清工業(株)	計3名
1月16日	(有)県南エコサービス	計3名
2月21日	東北環境開発(株)	計6名
3月2日	(有)エコシラカワ	計2名
3月19日	(有)菅野清掃、オールイ環境サービス(株)	計5名

③ 浄化槽の適正な取り扱いとルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催した。

また、浄化槽新規設置者に対し、講習会資料一式を無料で配付した。

11月29日	開催地：尾花沢市	対象地域：尾花沢市・大石田町
11月30日	開催地：新庄市	対象地域：最上地域
12月11日	開催地：米沢市	対象地域：米沢市・南陽市・川西町
延出席者92名		

④ 検査員研修

検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に外部講習会等に参加するとともに、法定検査の信頼性を向上するため、写真判定及び水質検査の判断等について内部研修を実施した。

また、安全管理の徹底を図るため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習会に参加した。

⑤ 青年部研修会

県水大気環境課の担当者を講師に招き、山形県の浄化槽整備促進事業や災害時における浄化槽に関する対応等について、理解を深めた。

また、協会職員が新型浄化槽の保守点検ポイントについての説明を行うとともに、新明和工業(株)よりフロートレス水中ポンプの点検方法について実技指導講習を受けた。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を11月1日に発行し、県、市町村、会員及び関係機関に無料配布した。
- ④ ホームページの運用充実を図り、協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。

アドレス <http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、随時対応した。
- ② 市町村からの依頼に応じ、法定検査で不適正と判定された施設に対する改善方法等について指導・助言を行った。
また、市町村からの依頼で、29年度浄化槽の指導普及に関する調査の資料作成、過年度分国庫補助金対象浄化槽の検査結果調査等に協力した。
- ③ 各地区で開催した「浄化槽新規設置者に対する講習会」終了後に個別相談会を開催した。
- ④ 公益社団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか技術的に検証するため、米沢市及び南陽市で計3基の実地調査を行った。

5 浄化槽に関する調査研究

- ① 第30回全国浄化槽技術研究集会において当協会が事例発表した「搬送式エアリフトポンプ」の活用を図るべく、出前講座等において実技講習を通じて普及している。
- ② 協会の「浄化槽台帳管理システム」と「市町村台帳」について一元化を図り、効率的な情報管理の活用に向けて、市町村との委託契約を目指し普及を図った。

6 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（11団体317名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力した。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、82団体244箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成協力を行った。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会に対し、7月11日に南陽市で開催された総会において、浄化槽啓発用リーフレット配布と説明を行い地域住民への理解を求めた。

また、連合会活動を支援するため助成金を交付した。

7 被災地 支援活動

- ① 公益社団法人宮城県生活環境事業協会からの要請を受け、9月1日に30名で被災地の草刈り及びグラウンドの下刈りや剪定作業など環境整備を実施した。

当協会青年部3名、当協会職員6名の参加

- ② 山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、8月10日戸沢村蔵岡地区において浄化槽の緊急点検調査を行い、早期復旧を支援した。

8 その他活動

- ① 会員相互の情報交換と融和を図るため、第8回社員定時総会終了後相互の扶助事業並びに懇親会を開催した。
- ② 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。



総会の様子



第4回理事会の様子

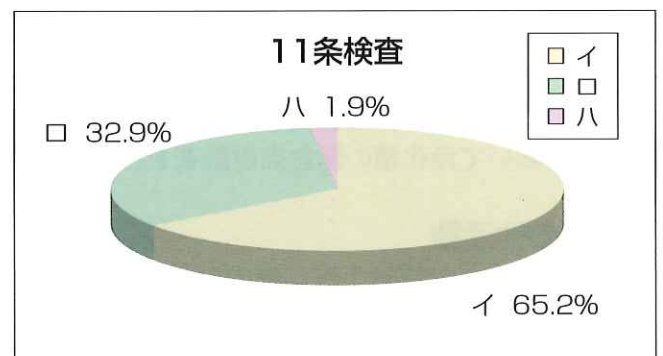
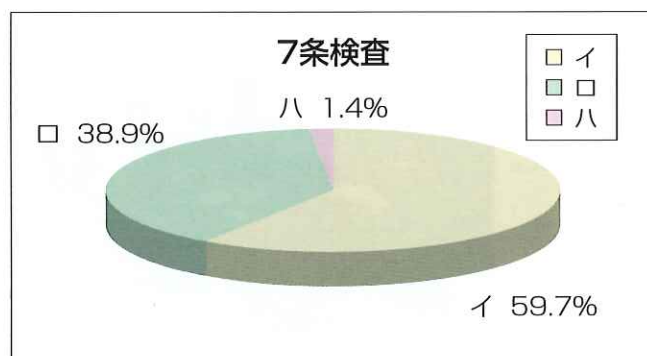
平成30年度 判定別 法定検査実績表

イ. 適正
□. おおむね適正
ハ. 不適正

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(単位:基)

地区名	市町村名	7 条 検 査				11 条 検 査				合 計
		検査基数	イ	□	ハ	検査基数	イ	□	ハ	
村山地区	村山市	17	5	10	2	1,280	795	459	26	1,297
	東根市	25	13	11	1	2,660	1,747	843	70	2,685
	尾花沢市	51	35	14	2	2,508	1,588	880	40	2,559
	大石田町	5	2	3	0	247	146	92	9	252
	(小計)	98	55	38	5	6,695	4,276	2,274	145	6,793
最上地区	新庄市	77	42	35	0	3,357	2,157	1,136	64	3,434
	真室川町	21	15	6	0	1,022	559	441	22	1,043
	金山町	4	2	2	0	442	219	197	26	446
	最上町	25	14	11	0	951	387	524	40	976
	舟形町	1	0	1	0	175	36	127	12	176
	鮭川村	14	7	7	0	497	281	200	16	511
	戸沢村	13	3	10	0	490	270	203	17	503
	大蔵村	5	3	2	0	396	243	149	4	401
	(小計)	160	86	74	0	7,330	4,152	2,977	201	7,490
置賜地区	米沢市	97	69	28	0	6,815	4,270	2,424	121	6,912
	南陽市	41	29	12	0	2,756	1,838	881	37	2,797
	高畠町	13	10	3	0	1,355	1,043	307	5	1,368
	川西町	22	9	13	0	1,670	1,099	553	18	1,692
	(小計)	173	117	56	0	12,596	8,250	4,165	181	12,769
庄内地区	鶴岡市(旧管内)	16	7	8	1	3,097	2,300	741	56	3,113
	藤島庁舎	0	0	0	0	118	85	31	2	118
	羽黒庁舎	3	2	1	0	117	72	44	1	120
	櫛引庁舎	0	0	0	0	80	55	24	1	80
	朝日庁舎	0	0	0	0	257	198	57	2	257
	温海庁舎	4	4	0	0	812	609	195	8	816
	鶴岡市計	23	13	9	1	4,481	3,319	1,092	70	4,504
	余目庁舎	1	1	0	0	248	194	50	4	249
	立川庁舎	0	0	0	0	172	118	50	4	172
	庄内町計	1	1	0	0	420	312	100	8	421
	三川町	3	1	2	0	147	107	38	2	150
	田川計	27	15	11	1	5,048	3,738	1,230	80	5,075
	酒田市(旧管内)	17	11	5	1	2,705	1,905	739	61	2,722
	八幡総合支所	2	0	2	0	351	253	94	4	353
	平田総合支所	3	2	1	0	414	286	126	2	417
	松山総合支所	0	0	0	0	88	59	25	4	88
	酒田市計	22	13	8	1	3,558	2,503	984	71	3,580
	遊佐町	8	5	3	0	709	503	189	17	717
	飽海庄内計	30	18	11	1	4,267	3,006	1,173	88	4,297
	(小計)	57	33	22	2	9,315	6,744	2,403	168	9,372
合 計		488	291	190	7	35,936	23,422	11,819	695	36,424



平成29年度 浄化槽法第11条検査受検率

	平成29年度末 検査対象基数			平成29年度 検査実施数			受検率			検査 機関	
	単独	合併		単独	合併		単独	合併			
村山総合支庁管内	26,422	15,731	10,691	18,746	9,364	9,382	70.9%	59.5%	87.8%	理化学 分析 センター	
(旧山形保健所)	9,697	7,111	2,586	5,450	3,206	2,244	56.2%	45.1%	86.8%		
山形市	4,895	3,894	1,001	2,556	1,645	911	52.2%	42.2%	91.0%		
上山市	1,976	801	1,175	1,443	437	1,006	73.0%	54.6%	85.6%		
天童市	1,725	1,482	243	872	683	189	50.6%	46.1%	77.8%		
山辺町	762	606	156	386	264	122	50.7%	43.6%	78.2%		
中山町	339	328	11	193	177	16	56.9%	54.0%	145.5%		
(旧寒河江保健所)	8,501	3,852	4,649	6,468	2,535	3,933	76.1%	65.8%	84.6%		
寒河江市	3,171	1,636	1,535	2,459	1,145	1,314	77.5%	70.0%	85.6%		
河北町	1,798	1,277	521	1,300	855	445	72.3%	67.0%	85.4%		
西川町	949	351	598	755	212	543	79.6%	60.4%	90.8%		
朝日町	1,482	159	1,323	1,230	116	1,114	83.0%	73.0%	84.2%		
大江町	1,101	429	672	724	207	517	65.8%	48.3%	76.9%		
(旧村山保健所)	8,224	4,768	3,456	6,828	3,623	3,205	83.0%	76.0%	92.7%	水質保全 協会	
村山市	1,551	1,102	449	1,293	868	425	83.4%	78.8%	94.7%		
東根市	3,451	2,406	1,045	2,796	1,838	958	81.0%	76.4%	91.7%		
尾花沢市	2,761	946	1,815	2,493	793	1,700	90.3%	83.8%	93.7%		
大石田町	461	314	147	246	124	122	53.4%	39.5%	83.0%		
最上総合支庁管内	8,522	4,079	4,443	7,265	2,907	4,358	85.2%	71.3%	98.1%		
(旧新庄保健所)	8,522	4,079	4,443	7,265	2,907	4,358	85.2%	71.3%	98.1%		
新庄市	4,222	2,552	1,670	3,333	1,626	1,707	78.9%	63.7%	102.2%		
金山町	484	107	377	442	92	350	91.3%	86.0%	92.8%		
最上町	962	304	658	951	252	699	98.9%	82.9%	106.2%		
舟形町	233	115	118	172	66	106	73.8%	57.4%	89.8%		
真室川町	1,132	300	832	990	248	742	87.5%	82.7%	89.2%		
大蔵村	421	147	274	394	130	264	93.6%	88.4%	96.4%		
鮭川村	516	262	254	492	237	255	95.3%	90.5%	100.4%		
戸沢村	552	292	260	491	256	235	88.9%	87.7%	90.4%		
置賜総合支庁管内	20,506	7,976	12,530	16,410	5,655	10,755	80.0%	70.9%	85.8%	理化学 分析 センター	
(旧米沢保健所)	15,273	5,677	9,596	12,480	4,245	8,235	81.7%	74.8%	85.8%		
米沢市	8,512	2,739	5,773	6,759	1,949	4,810	79.4%	71.2%	83.3%		
南陽市	3,273	1,609	1,664	2,734	1,260	1,474	83.5%	78.3%	88.6%		
高畠町	1,568	645	923	1,352	507	845	86.2%	78.6%	91.5%		
川西町	1,920	684	1,236	1,635	529	1,106	85.2%	77.3%	89.5%		
(旧長井保健所)	5,233	2,299	2,934	3,930	1,410	2,520	75.1%	61.3%	85.9%		
長井市	2,633	1,260	1,373	1,936	759	1,177	73.5%	60.2%	85.7%		
小国町	985	542	443	660	332	328	67.0%	61.3%	74.0%		
白鷹町	1,070	353	717	861	215	646	80.5%	60.9%	90.1%		
飯豊町	545	144	401	473	104	369	86.8%	72.2%	92.0%		
庄内総合支庁管内	14,130	10,074	4,056	9,592	6,153	3,439	67.9%	61.1%	84.8%		水質保全 協会
(旧鶴岡保健所)	6,149	4,280	1,869	4,705	3,105	1,600	76.5%	72.5%	85.6%		
鶴岡市	5,971	4,142	1,829	4,553	3,009	1,544	76.3%	72.6%	84.4%		
三川町	178	138	40	152	96	56	85.4%	69.6%	140.0%		
(旧酒田保健所)	7,981	5,794	2,187	4,887	3,048	1,839	61.2%	52.6%	84.1%		
酒田市	6,127	4,339	1,788	3,735	2,246	1,489	61.0%	51.8%	83.3%		
庄内町	618	457	161	422	279	143	68.3%	61.1%	88.8%		
遊佐町	1,236	998	238	730	523	207	59.1%	52.4%	87.0%		
合 計	69,580	37,860	31,720	52,013	24,079	27,934	74.8%	63.6%	88.1%	公表値	
合計(補正後※)	69,572	37,860	31,712	52,013	24,079	27,934	74.8%	63.6%	88.1%		

※検査対象基数はH30年度浄化槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

$$=(H29年度末設置基数)-(H29年度新設基数)-(H28.8.1\sim H28.12.31の新設基数)\times 1/2-(H29.1.1\sim H29.3.31の新設基数)$$

(出典：山形県環境エネルギー部水大気環境課)

令和元年度 事業計画

1 浄化槽法定検査

- ① 浄化槽法定検査実施計画
7条検査400基、11条検査35,400基 合計 35,800基とする。
- ② 山形県と浄化槽関係団体の協議の上、浄化槽管理士からの法定検査受検勧奨に対する協力を得て、更なる受検率の向上を目指す。
また、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、行政・業界と共に未受検者に対し周知啓発を行う。
- ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣する。また、浄化槽技術管理者講習資格取得のため職員を派遣し、検査員の技術力の向上に努める。
- ④ 法定検査手数料改定に向けて、県及び関係機関と協力しながら、設置者への周知に努める。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、当協会職員及び一般廃棄物処理業者等の資質の向上を図るとともに、一般廃棄物の法的位置付けや委託契約・委託料等について知識を深めるための研修会を開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上のため「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設し実務の向上を図る。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いとルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。
また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を対象者へ無料で配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の信頼性を向上するため、内部研修を実施する。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページの運用充実を図り、協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努める。
アドレス <http://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し専門的知識を持って随時対応する。
- ② 市町村等からの依頼に応じ「環境省 浄化槽の指導普及に関する調査」等に係る浄化槽法定検査の結果データを解析する。
- ③ 不適正浄化槽及び無管理・無清掃浄化槽の減少に資するため、山形県及び市町村に協力する。
- ④ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか技術的に検証するため、実地調査により実証する。

5 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

協会台帳システムと市町村台帳を連携するための「市町村浄化槽台帳システム」について、業務委託の増加に繋がるよう啓発を推進する。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 浄化槽の保守点検及び清掃に関する調査研究。
- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた調査研究。
- ③ その他必要と認められる浄化槽に関する調査研究。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会活動に対し支援を行う。

8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9 その他活動

- ① 会員加入促進に努めると共に、会員事業の円滑な推進と発展に資するため、上部団体との連携を図る。
- ② 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

お知らせ

浄化槽法定検査手数料額の改定について

令和元年6月1日

浄化槽管理者（設置者） 各位

公益社団法人山形県水質保全協会

浄化槽管理者の皆様には、平素より法定検査の受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、当協会は、平成2年度より山形県から指定を受け、浄化槽の法定検査を実施して参りました。この間、検査に要する分析経費や人件費等が上昇する一方で、今後は浄化槽の設置基数が年々減少することから、経営努力だけでは安定した経営が困難な状況となっております。

このため、別添のとおり山形県から手数料改定の承認を受け、令和2年4月1日から下記のとおり新たな手数料で検査を実施させていただくことになりました。

当協会としましては、皆様方の信頼を得るべく、引き続き経営の効率化、経費の節減等に努めて参りますので、このたびの検査手数料の改定につきましては、何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

7条検査

人槽区分	現 行	新料金
20人槽以下	8,000円	8,000円
21～100人槽		14,000円
101～300人槽		18,000円
301～500人槽		20,000円
501人槽以上		26,000円

11条検査

人槽区分	現 行	新料金
20人槽以下	5,000円	5,000円
21～100人槽	6,000円	9,000円
101～300人槽	7,000円	13,000円
301～500人槽		16,000円
501人槽以上		20,000円

「浄化槽台帳管理システム」の特徴と活用について

1 開発の目的

当協会の「浄化槽台帳管理システム」は市町村の浄化槽台帳と当協会が保有する法定検査台帳について情報の共有化を図り、データの一元化による効率的な法定検査と浄化槽行政における適切な情報管理を推進するとともに、市町村との連携活用を目的に開発したものです。

2 市町村の課題

市町村にとって浄化槽台帳の作成管理は、管理者の変更、浄化槽の廃止や休止などの情報は届出がなければ修正できず、実態把握や行政指導も現実には困難なことから、課題が多いと考えられます。

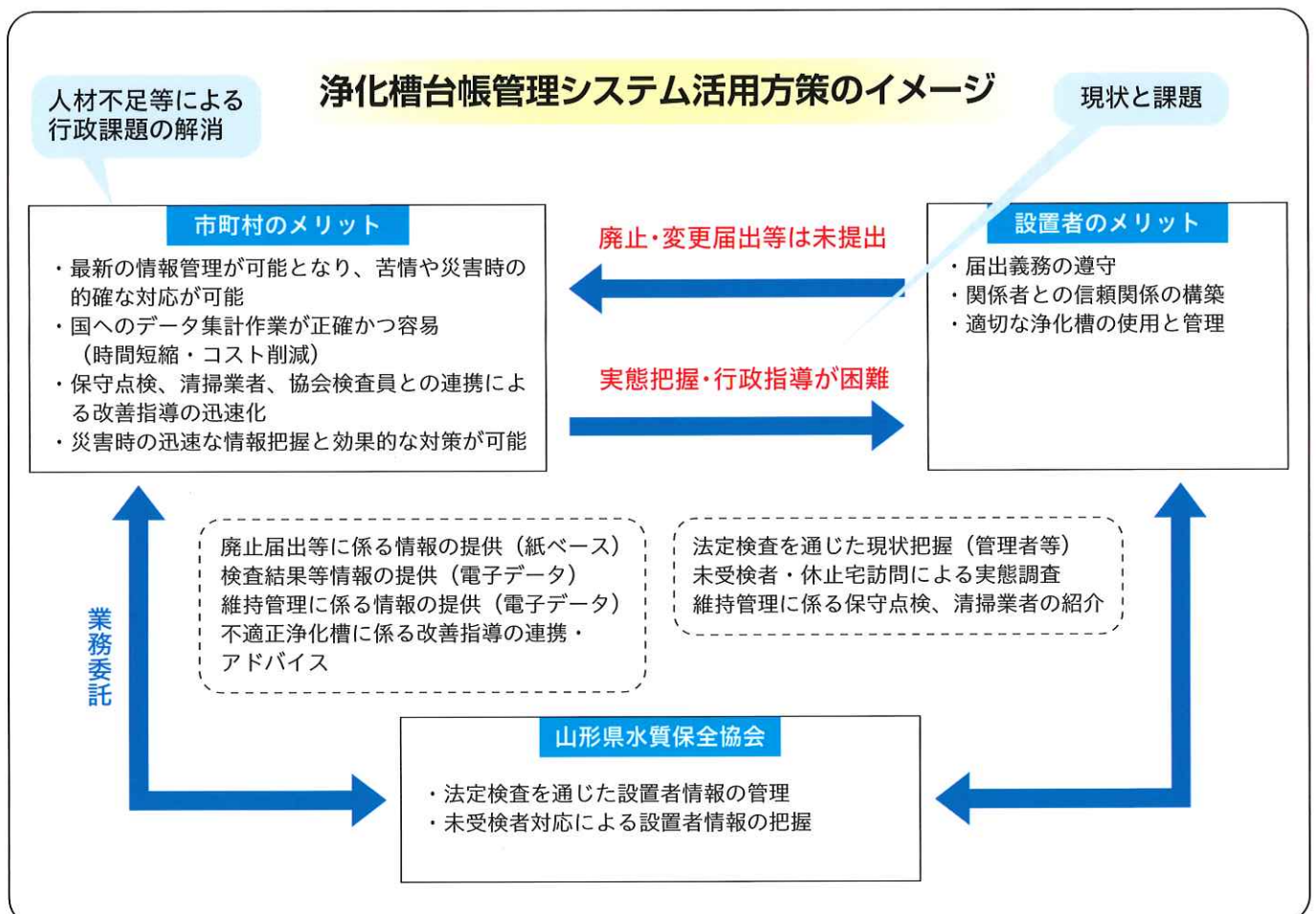
3 本システムの特徴

当協会は、法定検査を通じて、保守点検や清掃の実施状況に加え、管理者の変更、休止や廃止などの情報について、ほぼ全ての浄化槽について把握しており、常に最新の情報を電子データとして提供していくことができます。

4 市町村のメリット

台帳の修正作業業務がなくなり、また環境省報告作成データ集計作業に際し当協会のサポートが受けられ容易になるなど業務量やコストの削減、また国土地理院の電子地図を活用した地図情報を活用することで、災害時の迅速な情報把握と効果的な対策が可能となるなどのメリットがあります。

本年度は、米沢市及び南陽市と業務委託契約を締結し運用を開始していますが、今後は他市町村への活用拡大を図っていきたいと考えています。



お知らせ

「浄化槽法の一部を改正する法律」が交付されました。

「浄化槽法の一部を改正する法律」が衆議院、参議院の審議を経て可決・成立し、6月14日に交付されました。今回の改正内容の概要は、以下に示すとおりです。

浄化槽法の一部を改正する法律 概要

法改正の背景

- ・我が国では単独処理浄化槽が浄化槽全体の53%、400万基残存。
- ・環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5
- ・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。 ⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置を使用とするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理区域促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

- ・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及び汲み取り便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

- ・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・排水設備の検査
- ・使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

施行日：
公布日から1年以内で
政令で定める日

(一社)日本環境保全協会 北海道・東北ブロック協議会第25回総会



遠藤協議会会長の挨拶



総会の様子

6月27日（木）、山形市のホテルキャッスルにおいて第25回総会が開催され、当協会から役員、青年部長、事務局併せて12名が出席しました。

はじめに、原田副会長（北海道）の挨拶の後、遠藤協議会会長（山形県）より挨拶がありました。議案審議では、平成30年度事業報告・収支決算報告、令和元年度事業計画・収支予算が承認可決され、任期満了による役員改選は現役員が再任されました。

総会後には、「一般廃棄物処理業に係る諸情勢について」と題し、（一社）日本環境保全協会専務理事の阿久津民和氏よりご講演をいただきました。

講演では 「循環型社会形成推進施策(全般)」→ 循環型社会を形成するための法体系をベースに第4次循環型社会形成推進基本計画の概要等、「廃棄物処理の現状」→ 廃棄物処理施設整備計画について、「災害廃棄物対策」→ 災害廃棄物処理支援ネットワークと地域ブロック協議会等について、「海洋プラスチックごみ・プラスチック資源循環戦略」→ マイクロプラスチックや漂着ごみの現状と対策、そして「一般廃棄物の適正処理」



遠藤協議会長



日本環境保全協会 専務理事 阿久津民和氏



右から北海道の久保副会長、高橋副会長、山本社長

等多岐にわたりご講演を頂きました。

続いて、「北海道胆振東部地震災害に係る復興・復旧状況について」と題し、復旧活動に尽力された協議会顧問の山本正幸氏（北海道）と（一社）北海道環境保全協会副会長の高橋穰二氏からそれぞれ報告がありました。山本顧問からは、現地対策本部長としての心掛けや各分野の調整方法など、高橋副会長（富良野市）からは、平成28年台風10号で被災した南富良野での国、道庁、自治体とのやり取りなどの経験を活かした復旧の内容が報告されました。また、厚真町、むかわ町、安平町で災害廃棄物の現場指揮に当たった山本浄化興業㈱代表取締役山本紘之氏（苫小牧市）からは、現場責任者として初動段階の重要性和、日々押し寄せる課題に対し各所との情報共有の対応や時に独断的な判断を求められたことなど事例を交えた説明がありました。



翌日には、さくらんぼ狩りを行いました。

講演終了後、鈴木副会長（宮城県）が閉会の辞を述べ総会は閉会しました。

今回、ご講演をいただきました北海道の皆様方からは、一般廃棄物処理業に携わってきたこれまでの歴史と地域に対する熱い思いが伝わり、たいへん有意義で、活発な情報交換が行われましたことに感謝申し上げます。



第33回全国浄化槽技術研究集会在秋田県で開催されます

全国浄化槽技術研究集会は、公益財団法人日本環境整備教育センターの主催により、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、「浄化槽の日（10月1日）」の関連行事として、毎年開催されています。

この研究集会では、全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽業界関係者が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウムなどを通して最新の情報を提供し、意見交換が行われます。

今年度は、当協会から「水質悪化の防止対策を踏まえた維持管理について」と題して、発表する予定ですので、是非ご参加ください。

開催日 令和元年10月9日(水)～10日(木)
開催場所 「秋田キャッスルホテル」
秋田市中通1-3-5

令和元年度
第33回

全国浄化槽 技術研究集会

令和元年10月9日(水)・10日(木) 秋田キャッスルホテル 秋田県秋田市中通1-3-5

10月9日(水)
式典・特別講演等

10月9日(水)
研究発表会

10月10日(木)
浄化槽検査員研究会

10月10日(木)
第41回浄化槽行政担当者研究会(併催)

併催 2019浄化槽展

主催 公益財団法人日本環境整備教育センター
後援 秋田県、国土交通省、農林水産省、秋田県、秋田県
「浄化槽の日」実行委員会、全国浄化槽技術研究会
協賛 一般社団法人全国浄化槽技術研究会
全国環境整備事業協会、秋田県浄化槽技術研究会
一般社団法人日本環境保全協会
全国一般廃棄物処理技術者協会、秋田県一般廃棄物処理技術者協会
一般社団法人全国浄化槽技術研究会東北支部
北海道・東北地区浄化槽技術研究会秋田支部
一般社団法人秋田県浄化槽技術研究会
公益財団法人秋田県社会福祉事業団
一般社団法人秋田県環境衛生事業協会
秋田県衛生事業協会の関係者
秋田県環境整備事業協会の関係者

お問い合わせ先
公益財団法人日本環境整備教育センター
企画課グループ
TEL 03-3635-4884
URL <http://www.jeces.or.jp>

新規採用職員の紹介



伊 藤 寛 大 (22才)

平成31年4月1日付けで公益社団法人山形県水質保全協会に入社しました。浄化槽の構造や水質検査の手順等まだまだ勉強しなければならないことがたくさんあります。少しでも早く検査員として独り立ちできるよう努力して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



今 野 心 愛 (24才)

平成31年4月1日付けで公益社団法人山形県水質保全協会に入社しました。今まで浄化槽に触れる機会がなかったため、まだまだ分からないことが多々ありますが、少しでも早く一人前の検査員として貢献していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

◆浄化槽管理技術指導出前講座◆

1 出前講座の概要

3時間程度の講座で、資料の説明が30分程度、残りは現場での実践教育となります。受講者は1講座3名程度とし、講師は検査員2名で対応します。

2 出前講座の申込先及び申込方法

総務課まで希望日の概ね1か月前までに電話かファックスで申し込みください。

(1) 申込先の電話番号等 Tel (0237) 48-2469 fax (0237) 48-2693

(2) 申込内容 会社名、出前講座希望日時、受講者名、連絡先及び担当

3 受講料 一人10,000円になります。

※この講座は、公益社団法人山形県水質保全協会の会員を対象としております。

4 出前講座の流れについて



①最初に、資料の説明を行います。



②現場では検査員がていねいに実技指導を行います。



③実地研修を行ってもらい、最後に修了書を発行します。

東京オリンピックの開幕まで残り一年を切り、徐々に盛り上がりを見せるようになってきました。

さて、そのオリンピックを題材にしたNHK大河ドラマ「いだてん」の重要なシーンで山形県人が活躍していたのをご存知でしょうか。

第一回箱根駅伝で東京高等師範学校（現・筑波大）のアンカーとして大逆転で優勝に導いたのが、主人公金栗四三の後輩のマラソン選手茂木善作（酒田市出身）です。その後、金栗と共に県人として初めてオリンピック（1920年アントワープ大会）に出場するなど活躍しました。

また、県出身者が獲得した唯一の金メダルは、東京オリンピックより8年前のメルボルン大会（1956年）レスリング代表の笹原正三氏で、昨年、創立百周年を迎えた母校の山形商業高校に金メダルを寄贈されたという報道がありました。「金メダルを見たこのない山形の子どもたちの励みになれば」とのことです。

64年ぶりの金メダル獲得を目指して県出身選手が華々しい活躍をされ、そのメダルが新たな山形のレガシーとなり、子どもたちの励みとなるよう期待したいと思います。